

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	成年後見制度利用支援事業			事業コード	1694
所属コード	066100	課等名	高齢者支援室	係名	
課長名	渡邊光市	担当者名	小野寺 一郎	内線番号	3561
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	高齢社会に適応した高齢者福祉の充実	コード	4
	基本事業	高齢者福祉サービスの充実	コード	2
予算費目名	介護保険費特別会計 4 款 2 項 2 目 任意事業 (001-01)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	平成 16 年度	
根拠法令等	民法, 老人福祉法第 32 条, 盛岡市成年後見制度利用支援事業事務取扱要領			

(2) 事務事業の概要

判断能力が不十分な認知症高齢者が、身寄りが無いことや費用負担が困難なために成年後見制度が利用できない場合、本人に代わり市が家庭裁判所に申し立て手続きを行うとともに、後見人に対する報酬についても助成を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

介護保険制度は利用者本人が契約に基づいてサービスを受ける仕組みであるが、認知症等のため判断能力が不十分な高齢者は自ら契約を締結することができないため、これらの人を法的に支援する仕組みとして成年後見制度が創設された。しかし、身寄りが無いことや経済的な理由で制度の利用が困難な高齢者を支援するために市町村長が後見人等の申し立てを行うものである。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

認知症高齢者の増加により、医療機関や入所施設、地域包括支援センターなどからの相談が増加している。今後、社会福祉協議会が実施していく権利擁護事業との連携などにより、対象者が増加するものと見込まれる。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

65歳以上の認知症高齢者, 知的障害者や精神障害者等精神上的の障害によって判断能力が不十分で, かつ, 2親等以内の親族がなく, あっても音信不通等の事情で, 特に福祉を図るため必要と認める者。

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 見込み
A 判断能力が不十分で身寄りがなく保護を図る必要のある者	人	2	4	2	3	3
B						
C						

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

親族の確認や資力の事前調査を行い, 市が請求を行うかどうかの最終的な判断を行う。対象と認められた後は, 戸籍謄本・医師の診断書等必要な書類を取り揃え, 家庭裁判所へ後見等の開始の審判を申し立てる。

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 事前調査件数	件	2	4	2	3	3
B 審判申立件数	件	0	3	2	3	3
C 申立費用	円	0	40,650	19,600	32,620	19,600

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

不十分な判断能力が補われ, 保護される。

(6) 成果指標 (意図の達成度を示す指標)

指標項目	性格	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 成年後見人等選任件数	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	件	0	3	2	3	3
B 成年後見人等の報酬	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	円	0	0	967,000	0	967,000
C	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	6	41	987	33
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	6	41	987	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	50	160	160	160
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	200	640	640	640
計	トータルコスト A+B	千円	206	681	1,627	673
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由：判断能力が不十分な高齢者を保護・支援することは、健全で安らかな生活を保障することに結びつく。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由：法定事務である。

③ 対象の妥当性

現状で妥当である。

理由：法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

その内容：対象者の権利や財産を守るための申し立てが出来なくなることにより、本来利用できる生活支援のサービスや権利の行使が困難となる。法定事務である。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

向上余地がない。

理由：制度創設以来6年が経過したが、十分に制度が浸透していないことから、一層の周知を図ることで、制度利用の拡大が見込まれる。なお、市長申し立てに至る前の段階で成年後見が完了する件数が増えることも見込まれる。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

公平、公正である。

理由：法定事務であり、要件を満たす者は誰でも対象となるため、公平公正である。また、費用負担については、資力を有する者に対しては、申し立て費用は費用負担命令により本人が負担することとなっている。また、成年後見人等に係る報酬は申し立て対象者が負担することになっていることから、公平公正である。

(4) 効率性評価

費用対効果の向上余地はない。

理由：事業費については、年間2人分の利用者を想定しているが、緊急度の高いケースを想定して積算しており、削減できない。また、人件費についても、申し立てに係る事前調査や手続きに相当の時間を要するため、削減できない

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

認知症高齢者の増加や高齢者をターゲットにした詐欺事件の増加に象徴されるように、判断能力が不十分な高齢者の被害が増加しているため、制度のより一層の周知が必要である。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

市長申し立てに至るまでの事前調査及び手続きに相当数の時間を要するのが現状であること等から、判断能力に問題が生じる以前の支援のあり方についても、改めて検討していく必要がある。周知の徹底、相談体制の拡充、総合的な権利擁護の推進体制を検討する。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

権利擁護、見守り支援の取組みとして、より一層の充実強化が求められている。
社会福祉協議会や地域包括支援センター等関係機関と連携し、事業の周知と充実強化に取り組んでいく。